広域関東圏
知的財産戦略推進計画
２００８

平成２０年　３月　４日

広域関東圏知的財産戦略本部

目　次

Ⅰ　はじめに

Ⅱ　広域関東圏の特徴
　１．数値から見た特徴
　２．中小企業の課題
　３．地域資源の活用

Ⅲ　これまでの活動実績
　１．広域関東圏知的財産戦略本部
　２．実施事業

Ⅳ　基本方針
　１．首都圏の強みを伸ばすとともにその活用を図る
　２．中小企業の知財戦略の構築を支援する
　３．地域経済の活性化のため知財活用を促進する

Ⅴ　２０年度事業計画

Ⅰ　はじめに

高度情報化、経済のグローバル化が進展する２１世紀において、我が国産業が成長を持続させていくためには、知的財産の戦略的な保護・活用を促進させることが重要である。

平成１４年3月、政府は、内閣総理大臣以下で構成する「知的財産戦略会議」を設置し、戦略会議は、平成１４年7月、「知的財産戦略大綱」を取りまとめ、その中で「知的財産立国」を目指すことを表明した。平成１４年１１月、知的財産基本法が制定され、平成１５年3月、内閣に「知的財産戦略本部」が設置された。この戦略本部において、行動の指針となる知的財産推進計画が策定され、同計画は、その後、毎年更新され、平成１９年5月、知的財産推進計画２００７が策定された。

こうした流れの中、知的財産推進計画２００４において「中小企業・ベンチャー企業の権利取得等を支援するため、地域の経済産業局等に「地域知財戦略本部」を整備」することが唱われた。これを受け、関東経済産業局は、平成１７年5月、関東甲信越静１１都県の「広域関東圏」を対象とした、「広域関東圏知的財産戦略本部」（本部長は地域経済部長。以下、「知財本部」という。）を設置した。

知財本部は、地域の現状等をふまえつつ、「①自治体・公的支援機関との意見交換を進め、相互に情報交換並びに連携の取り組みを進めるための環境を整備する　②地域において個別に実施されていた国や自治体・公的支援機関の普及・啓発の取り組みを、相互に情報を共有し、自治体・公的支援機関と連携し、地域の取り組みに即した事業を実施する　③専門家による支援活動の強化により、地域ニーズを集約し、企業等が必要とする情報の提供を行う」の3点を柱とする「広域関東圏知的財産戦略推進計画」を策定し、同計画に基づき知的財産支援活動を行ってきた。

平成１９年1月に、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン２００７（ＡＭＡＲＩプラン２００７）」が策定された。本プランは、平成１９年度から２１年度までの３年間を地域知財本部の普及・発展期（第Ⅱ期）と位置づけており、地域知財戦略本部の実質的な活動レベルを高めることを求めている。

これを受け知財本部は、関東経済産業局長を本部長とする体制の強化を図り、平成１９年6月１８日、今後の基本方針や具体的な事業計画等を「広域関東圏知的財産戦略推進計画２００７」として取りまとめた。

本「広域関東圏知的財産戦略推進計画２００８」は、その後の社会の変化と政策の進展に対応し見直しを行ったものである。今後、本推進計画に基づき、地域の特色・実情といった要因を考慮しつつ、知財本部が中心となり、関係機関との連携の下、着実に事業を推進していく。

II　広域関東圏の特徴

１．数値から見た特徴

（1）特許出願等の比較

最新の全国の特許出願件数を比較した場合、広域関東圏の占める比率は６３％である。意匠登録出願では４８％、商標登録出願では６０％となっている。

都道府県別に見ると、埼玉・東京・神奈川・静岡の４都県は、特許・意匠・商標ともに、上位１０位以内にランクされている。

これは、広域関東圏の県内総生産における全国シェアが４３％であること、製造品出荷額における全国シェアが３９％であることと比較しても高い。

広域関東圏は、全体的に知的財産活動の活発な地域ということが言える。

- 特許出願数　全国 346,867 中、広域関東圏 219,034 (63%)
- 意匠出願数　全国 33,092 中、広域関東圏 15,918 (48%)
- 商標出願数　全国 111,733 中、広域関東圏 67,199 (60%)

［特許庁年次報告書２００７年版］

表1　18年　都道府県別　特許出願件数

順位	都道府県名	件数	前年比
1	東　京	173,177	94%
2	大　阪	57,716	96%
3	愛　知	28,933	103%
4	神奈川	24,228	87%
5	京　都	10,056	104%
6	兵　庫	6,551	91%
7	静　岡	5,299	93%
8	埼　玉	4,312	83%
9	広　島	3,824	104%
10	千　葉	2,855	91%
11	福　岡	2,744	93%
12	群　馬	2,740	110%
13	長　野	2,362	94%
14	愛　媛	1,806	106%
15	茨　城	1,731	91%
16	山　口	1,417	88%
17	宮　城	1,220	78%
18	三　重	1,200	84%
19	新　潟	1,131	93%
20	岡　山	1,073	82%
21	北海道	1,047	88%
22	岐　阜	1,035	77%
23	福　井	835	103%
24	滋　賀	831	97%
25	富　山	801	86%
26	山　梨	751	94%
27	石　川	749	94%
28	和歌山	700	71%
29	栃　木	617	95%
30	徳　島	574	102%
31	奈　良	442	88%
32	香　川	435	76%
33	島　根	352	88%
34	宮　崎	319	112%
35	岩　手	303	99%
36	鹿児島	302	109%
37	山　形	293	66%
38	福　島	288	89%
39	熊　本	283	79%
40	長　崎	251	92%
41	高　知	233	104%
42	佐　賀	225	95%
43	秋　田	188	83%
44	大　分	175	83%
45	沖　縄	175	62%
46	青　森	155	73%
47	鳥　取	133	92%
	合　計	346,867	94%

管内合計	219,034
管内／全国	63%

［出典：特許行政年次報告書］

表2　18年　都道府県別　意匠出願件数

順位	都道府県名	件数	前年比
1	東　京	11,690	92%
2	大　阪	7,882	96%
3	愛　知	2,121	89%
4	神奈川	1,537	82%
5	兵　庫	1,248	108%
6	岐　阜	803	91%
7	京　都	650	78%
8	埼　玉	606	78%
9	静　岡	586	70%
10	新　潟	510	113%
11	福　岡	471	105%
12	愛　媛	412	151%
13	富　山	403	80%
14	群　馬	361	119%
15	広　島	361	90%
16	奈　良	357	136%
17	北海道	274	96%
18	福　井	252	68%
19	千　葉	242	80%
20	石　川	212	129%
21	徳　島	182	152%
22	岡　山	180	95%
23	宮　城	153	99%
24	長　野	147	92%
25	和歌山	146	111%
26	香　川	127	110%
27	三　重	110	73%
28	佐　賀	86	99%
29	栃　木	84	63%
30	沖　縄	80	69%
31	福　島	79	149%
32	茨　城	78	83%
33	山　梨	77	71%
34	大　分	67	156%
35	熊　本	62	97%
36	滋　賀	61	53%
37	宮　崎	61	98%
38	山　口	47	77%
39	山　形	46	50%
40	青　森	41	87%
41	長　崎	36	138%
42	岩　手	35	159%
43	鹿児島	32	42%
44	高　知	30	375%
45	鳥　取	24	120%
46	秋　田	22	25%
47	島　根	21	100%
	合　計	33,092	93%

管内合計	15,918
管内／全国	48%

[出典：特許行政年次報告書]

表3　18年　都道府県別　商標出願件数

順位	都道府県名	件数	前年比
1	東　京	52,734	99%
2	大　阪	14,264	97%
3	愛　知	5,052	97%
4	神奈川	4,554	96%
5	兵　庫	3,675	103%
6	京　都	3,198	121%
7	福　岡	2,335	93%
8	埼　玉	2,160	98%
9	北海道	1,825	107%
10	静　岡	1,766	88%
11	千　葉	1,625	85%
12	長　野	1,047	92%
13	広　島	1,001	93%
14	岡　山	985	83%
15	岐　阜	949	101%
16	新　潟	890	94%
17	愛　媛	759	117%
18	群　馬	706	100%
19	三　重	670	102%
20	沖　縄	670	85%
21	鹿児島	667	111%
22	富　山	643	100%
23	茨　城	642	81%
24	石　川	611	95%
25	奈　良	602	100%
26	宮　城	594	91%
27	山　梨	545	110%
28	栃　木	530	87%
29	福　井	482	111%
30	福　島	441	102%
31	香　川	419	84%
32	滋　賀	398	79%
33	熊　本	394	84%
34	和歌山	393	89%
35	大　分	372	108%
36	山　口	358	96%
37	佐　賀	347	98%
38	長　崎	309	111%
39	徳　島	308	106%
40	岩　手	300	84%
41	山　形	295	93%
42	宮　崎	281	98%
43	青　森	245	77%
44	高　知	199	80%
45	秋　田	181	100%
46	島　根	157	81%
47	鳥　取	155	112%
	合　計	111,733	98%

管内合計	67,199
管内/全国	60%

[出典：特許行政年次報告書]

（2）広域関東圏には知的創造活動の担い手である学術・開発研究機関が多く、事業所数では全国比４５%、従業者数では全国比６３%にまで及んでおり、新技術・新産業の創出につながる高い潜在能力を有している。

この潜在能力を顕在化し、地域経済の活性化につなげていくくためには、、創造された発明が弁理士等の知財の専門家により適切に保護されるとともに、企業経営に知財を活用できる体制整備・人材育成が重要である。

・研究機関数(2006 年)　全国 5,123 中、広域関東圏 2,297 (45%)

・研究者数(2006 年)　全国 272,472 中、広域関東圏 172,821 (63%)

・大学数(2006 年)　全国 756 中、広域関東圏 292 (39%)

・承認ＴＬＯ出願件数（2006 年公開ベース）　全国 418 中、広域関東圏 194 (43%)

［事業所・企業統計（総務省）、学校基本調査（文部科学省）、特許行政年次報告書（特許庁）］

表4　18年　都道府県別　弁理士登録数

順位	都道府県名	人数
1	東　京	4,236
2	大　阪	1,146
3	神 奈 川	450
4	愛　知	310
5	兵　庫	130
6	京　都	107
7	千　葉	102
8	埼　玉	90
9	茨　城	58
10	福　岡	44
11	静　岡	42
12	岐　阜	41
13	滋　賀	31
14	長　野	29
15	奈　良	28
16	群　馬	19
17	北 海 道	18
17	広　島	18
19	岡　山	13
20	栃　木	11

順位	都道府県名	人数
21	三　重	10
22	新　潟	8
23	石　川	7
23	福　井	7
23	愛　媛	7
26	宮　城	6
26	福　島	6
26	山　梨	6
26	富　山	6
26	熊　本	6
31	香　川	5
31	沖　縄	5
33	山　形	4
33	和 歌 山	4
33	徳　島	4
36	鳥　取	3
36	山　口	3
36	佐　賀	3
36	鹿 児 島	3
40	青　森	2

順位	都道府県名	人数
40	岩　手	2
40	秋　田	2
40	島　根	2
40	高　知	2
40	長　崎	2
40	大　分	2
47	宮　崎	1
	国 外	20
	計	7,061

管内合計	5,051
管内／全国	72%

［出展：特許行政年次報告書］

（3）広域関東圏は日本経済の約４割を占める経済圏であると言われているが、とりわけ、首都である東京を中心に人口が集中する首都圏では、日本全国及び世界中から人、モノ、情報が集まり、巨大マーケットを形成していると共に、日々、新しい技術、新しい情報が世界中に発信されている。

・人口推計(2006 年 10 月)　広域関東圏 40%　首都圏 27%　［総務省］

・製造品出荷額(2005 年)シェア　広域関東圏 39%　首都圏１９%

・卸・小売業販売額(2004 年)シェア　広域関東圏 50%　首都圏４１%　［経済産業省］

２．中小企業の課題

我が国の社会経済の中心地を抱える広域関東圏には、グローバルな経済活動を行っている大企業の本社機能が集中しており、大企業の約５５％が広域関東圏に本社を有している。

他方、中小企業については全国約４３０万社のうち、約１６０万社（約３８％）が広域関東圏に立地している。我が国の経済発展のためには大企業だけではなく、産業基盤を支え地域経済の担い手として大きな役割を果たす中小・ベンチャー企業のグローバルな活躍が不可欠である。そのためには、これらの企業が生み出す革新的な技術や独創的なデザイン等が、知財として適切に保護・活用されることが重要であるが、これらの中小・ベンチャー企業は、資金力、人材等の不足から、知財の権利化や活用にあたって様々な課題を抱えている。また、未だに知財への関心や、知財の重要性に対する認識がない中小企業が多く存在し、意識改革を促す取組が必要である。

中小企業の知財経営に関する問題点

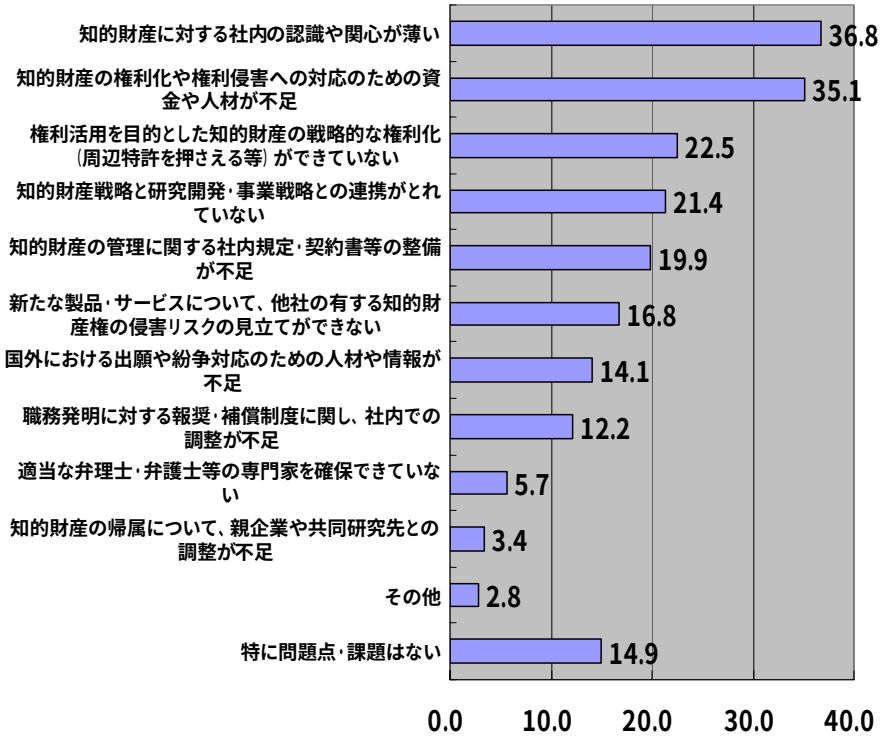

［出典：中小・ベンチャー企業における知的財産の活用方策に関する研究会報告書（平成１７年３月　特許庁）］

３．地域資源の活用

大都市部における景気の回復感は地方や中小企業には浸透しておらず、地域経済の活性化が急務である。そのためには価格競争ではなく、高い付加価値によって消費者に強く支持される新商品、新サービスを創出することが求められている。そこで注目されているのが農林水産物、鉱工業品、観光資源等の地域にある優れた資源の活用である。１９年１１月、国は「中小企業地域資源活用プログラム」を創設し、地域資源を活用した新事業の創出を強力に支援している。広域関東圏でもこのプラグラムを利用した地域資源活用が進展している。

一方、地域ブランド振興を進める組合会員だけが地域ブランドを使用できるようにするための地域団体商標に関しては、申請、登録とも広域関東圏の経済規模に比べ低いレベルに留まっており、地域団体商標制度の普及が引き続き重要である。

・中小企業地域資源活用プログラムに基づき広域関東圏の都県が指定した地域資源数は 2,335 件、国が認定した地域産業資源活用計画の地域資源は 37 件。（平成 20 年 1 月 11 日現在）

・組合数（全国中央会会員）は全国 28,584 中、広域関東圏 8,761(31%)だが、地域団体商標出願件数は全国 796 件中、広域関東圏 148 件(19%)、
登録件数は全国 350 件中、管内 62 件(18%)と低い。（平成 20 年 2 月 12 日現在）

表5　都道府県別　地域団体商標出願（登録）件数　平成20年2月12日現在

順位	都道府県名	出願	(登録)
1	京　都	137	(47)
2	兵　庫	46	(22)
3	岐　阜	37	(18)
4	北 海 道	35	(11)
5	沖　縄	34	(8)
6	石　川	33	(25)
7	愛　知	28	(7)
8	新　潟	24	(7)
8	長　野	24	(5)
10	東　京	23	(11)
11	静　岡	20	(12)
12	広　島	18	(8)
13	三　重	16	(8)
13	山　形	16	(6)
15	福　井	15	(9)
15	鹿 児 島	15	(9)
15	福　岡	15	(8)
18	滋　賀	14	(4)
19	神 奈 川	13	(6)
20	和 歌 山	12	(10)
20	奈　良	12	(7)
20	千　葉	12	(6)
23	大　阪	11	(8)
23	宮　崎	11	(4)
25	愛　媛	10	(7)
25	群　馬	10	(6)
25	秋　田	10	(4)
25	長　崎	10	(3)
29	佐　賀	9	(5)
29	宮　城	9	(4)
29	富　山	9	(4)
29	青　森	9	(3)
29	島　根	9	(2)
34	大　分	8	(7)
34	熊　本	8	(6)
34	岩　手	8	(5)
34	徳　島	8	(4)
38	岡　山	8	(2)
39	福　島	7	(2)
40	山　口	6	(4)
40	埼　玉	6	(3)
40	山　梨	6	(2)
43	高　知	5	(4)
43	茨　城	5	(2)
43	栃　木	5	(2)
46	鳥　取	3	(3)
46	香　川	3	(1)
	合　計	796	(350)

＊他に外国出願4件（登録1件）あり

管内合計	148	62
管内/全国	19%	18%

[特許庁ホームページから]

III　これまでの活動実績

１．広域関東圏知財戦略本部

１７年５月、関東経済産業局地域経済部長を本部長に、当局に広域関東圏知財戦略本部を設置した。

当該「知財本部」の本部会議において、地域における知財の創造・保護・活用を促進するための行動計画である「広域関東圏知財戦略推進計画」（１７年度、１８年度）を策定し、計画に基づいた活動を行った。

設置から３年目を迎えた１９年度からは、本部事業の実質的な活動レベルを高めるため、２１年度までの３カ年を知財本部の普及・発展期（第Ⅱ期）と位置づけ、知財本部を充実させていくこととした。

まず、体制を再構築し、本部長には局長、本部員には知財に関する有識者や実務家を据え、実質的な議論を行う場を設定した。

新体制のもと、「首都圏の強みを活かす」、「中小企業の知財戦略の構築を支援する」、「地域ブランドの確立を支援する」の３本の柱からなる基本方針を定め、これに則った活動を推進している。

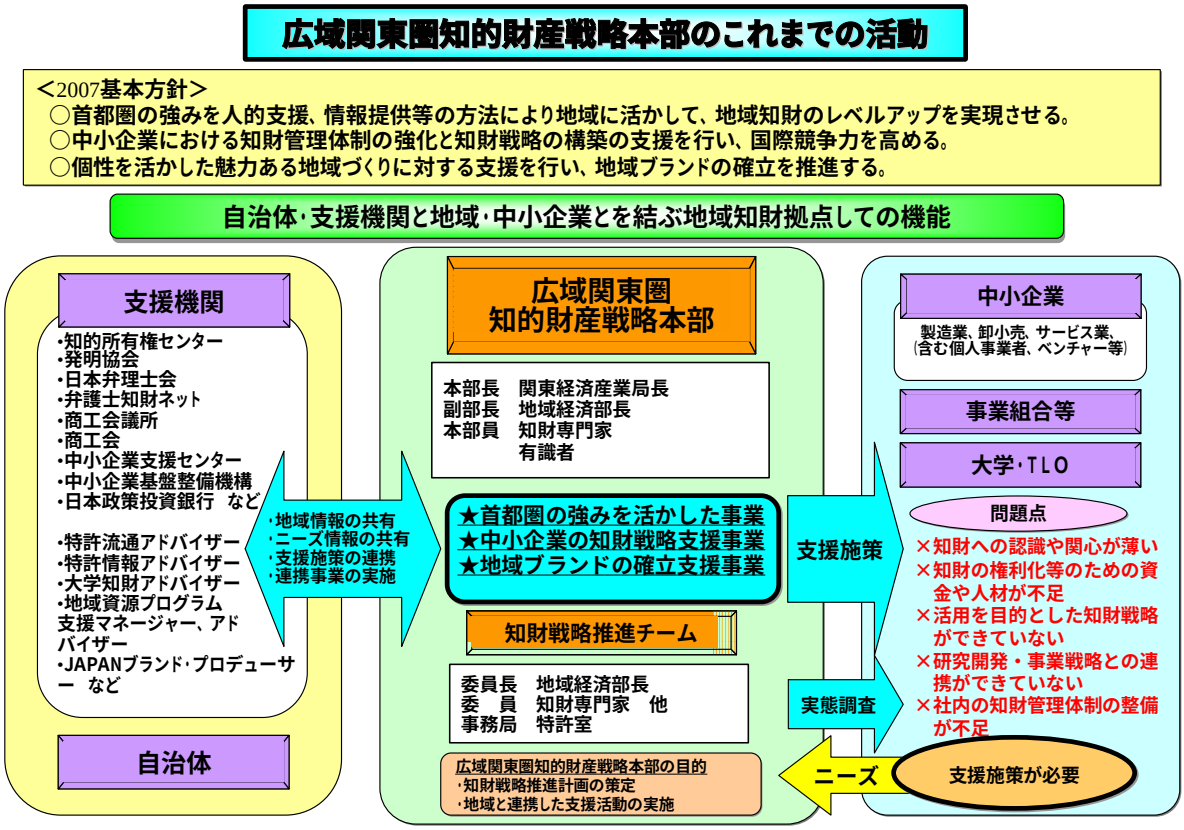

２．実施事業

（１）首都圏の強みを活かす

知財に関する人材、モノ、情報が集中する首都圏の強みを活かし、特許等の産業財産権の流通促進、コンテンツ産業の振興を図っている。

首都圏に多く立地する大学は知財発生の拠点である。これらの大学における知財の活用意識を高めるとともに、大学発ベンチャーの創出、育成を図っている。

首都圏以外の地域においては、依然として知財活用にあたっての情報不足、人材不足の状況であり、首都圏の人材を派遣することを通して地域の知財活用を促進している。

[知財流通の促進]

- 特許流通・販路開拓・資金調達等を促進するため、特許技術の展示とプレゼンテーションを行うフェアを東京において開催した。平成１７年度は「特許流通フェア」、平成１８年度からは「パテントソリューションフェア」という名称で開催。

（平成１９年度実績：出展者 188、来場者延べ 18,000 人）

＜平成 19 年度 出展者アンケート結果＞

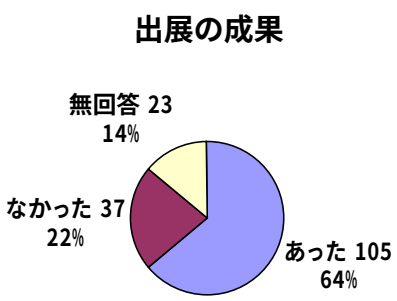

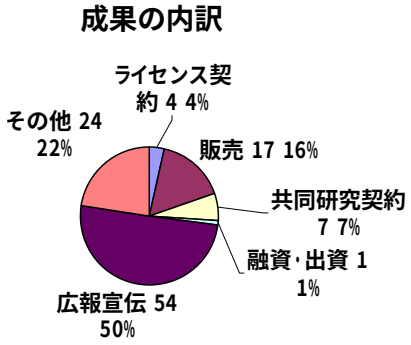

[人材の地域派遣]

- 地域と連携し、中小企業、支援機関が求める内容のセミナー、相談会、シンポジウム等に、首都圏の豊富な知財人材を講師等として派遣した。

（平成１９年度実績：派遣延べ 25 人）

- また、地域で開催される産業フェアにブース出展し、出展者、来場者に対しパンフレットの配布や知財相談等を行った。

（平成１９年度実績：出展 5 か所（諏訪メッセ、中小企業総合展、ベンチャーフェア、テクニカルショウヨコハマ、実効型パテントソリューション YOKOHAMA）

[大学等研究機関の知財活用]

- 大学、ＴＬＯ、公設試験研究機関の研究者等を対象に、研究段階から知財意識を持ち、適切な知財の創造・保護・活用につなげるため、セミナーを開催した。

（平成１９年度実績：知財セミナーを、新潟大学・前橋工科大学等 9 大学、栃木県産業技術センター・長野県工業技術総合センター等 9 公設試で、延べ 20 回開催、ライフサイエンス分野の特許審査基準説明会を２か所（東京都）で開催）

- 大学発ベンチャー創出・育成のため、大学が保有する知財の事業化・販路開拓等の活用促進策を検討・情報交換すると共に、ユーザーに向けて情報発信を行った。
  （平成１９年度実績:企業発ベンチャー創出研究会 4 回開催､企業発起業を志す集い 6 回開催、研究成果報告会１回開催）

[コンテンツ産業の振興]

- 中小企業や個人クリエイターのオリジナルコンテンツを自社製品として売り出すため、「東京コンテンツマーケット」を開催し、放送、配給、流通に関わる事業者や制作資金の提供者等とのビジネスマッチングを行った。
  （平成１９年度実績：出展者 82、来場者 2,055 人）
- また、中小企業や個人クリエイターがビジネスマッチングの際に必要とする知財に関する契約方法や資金調達方法等のスキルアップセミナーを実施した。
  （平成１９年度実績：東京コンテンツマーケット出展者を対象に 1 回開催、参加 35 社）

（2）中小企業の知財戦略の構築を支援する

中小企業のレベルや実態に合わせて、知財分野において様々な支援策が提供されているが、中小企業における知財に対する関心が必ずしも高くないことから、支援策が十分に活用されているとは言えない状況である。このため、中小企業の知財戦略に関する実態把握を行うとともに､人材育成を中心とした支援策の適切な提供を進めている｡また、より多くの中小企業が知財に関心を持つための普及・啓発活動を行っている。

[中小企業の実態把握のための調査]

- 広域関東圏における中小企業の知財に関する実態を適切に把握し、これを知財本部の活動につなげていくため、平成１９年度にアンケート調査及びヒアリング調査を実施。本調査は今後毎年度実施する予定。
  （平成１９年度実績：回答件数 1,437、回答率 42.3%）

[人材育成]

- 中小企業・ベンチャー企業を対象に、知財レベル別に様々なテーマでレベルアップのためのセミナーを実施した。
  （平成１９年度実績：「産業財産権の基礎知識と公的支援策」（１１都県)、「戦略的ライセンス契約の考え方」（新潟県)、「知財戦略における「勝ち組企業」の条件」（埼玉県・神奈川県)、「中国知財対策」（静岡県)、「取引・競争の武器としての知的財産権の活用」（東京都）といったテーマで全 31 回開催）
- 特許に比較して意匠に関する情報は浸透していないが、研究成果を意匠権として保護活用する方法もあり、意匠の理解を深めることで意匠権の利活用も進む。この視点から、企業の開発・設計部門の技術者を対象に、工業デザインを意匠権として保護活用し、オリジナルデザインを尊重する意識の啓発と知財への理解を促進するためのセミナーを開催した。

（平成１９年度実績：「デザイン保護制度の概要と戦略的な活用のポイント」（千葉県・東京都）、「デザイン経営と意匠出願戦略の基礎」（埼玉県）、「中小企業のデザイン活用事例」（神奈川県）といったテーマで全 4 回開催）

- 経済のグローバル化が進む中、中小企業にも国際競争力が不可欠であり、国際競争力強化の観点からの知財活用が重要である。本視点に基づき、海外事業展開を進める中小企業をターゲットに、外国の諸制度、外国での権利取得手続き、模倣被害対策等についてセミナーを開催した。

（平成１９年度実績：「海外マーケットに参入する第一歩：外国特許出願の手続」（千葉県・長野県）、「経営戦略における外国特許取得」（神奈川県）、「外国出願と国際特許戦略」（山梨県）といったテーマで全 5 回開催）

- 中小企業は、コスト、人材等の面から社内だけで知財戦略を構築することには困難がともない、弁理士等の外部専門家を活用する方法が一般的である。しかし、単に弁理士に出願手続を依頼して権利を取得しているだけでは知財戦略のレベルまでは達せず、知財を経営に活かしてこそ知財戦略といえる。しかし、地域においては知財を経営に活かすノウハウ・知識を持った専門家が少なく、地域において知財戦略支援人材（知財コンサルタント）を育成し、地域の中小企業等が必要とする時に地域の人材を活用できる体制を整備する必要がある。本問題意識に基づき、法律、技術、経営等の専門家を対象に、中小企業において知財戦略策定を支援することができる人材を育成するための研修を実施した。研修の一環として、他の専門家とチームを編成し、直接、中小企業を訪問し、支援実地研修を行うことにより実践能力を高めている。併せて、支援する中小企業において具体的な知財戦略を策定することにより、中小企業のレベルアップに貢献している。

（平成１９年度実績：座学研修 29 人、実地研修 20 人、支援した中小企業 5 社、成果報告会（シンポジウム・東京都） 1回開催）

[管理体制の整備]

- 企業における知財管理体制構築を支援するため、職務発明規定の整備やノウハウ管理を適切に推進するための制度説明・相談会等を実施した。

（平成１９年度実績：相談会を神奈川県・長野県・静岡県等 7 か所で開催、28 社に対し弁護士が指導）

[訪問型支援]

- 企業からの派遣要請に基づき、都県等中小企業支援センターが技術士、中小企業診断士、弁理士等の専門家を派遣し、企業の実情に応じて特許マップ作成や知財の棚卸し等の知財調査や検索指導、社内セミナー等の人材育成等を行った。関東経済産業局が都県等中小企業支援センターの事業に補助をするもの。２／３補助。

（平成１９年度実績：千葉県・神奈川県の中小企業支援センターで実施、16 社に専門家を派遣）

- 産業クラスター計画を支援するため、産業クラスター推進機関に特許流通アドバイザーを派遣し、クラスター参加企業等において技術移転・事業化・販路開拓等を推進した。

（平成１９年度実績：１名派遣、９件成約（10 月末））

- この他、中小企業への訪問を積極的に行い、料金減免制度、無料の先行技術調査制度、早期審査制度等の支援策を普及し、その活用を促した。

（３）地域ブランドの確立を支援する

地域ブランドの確立は、地域の特色を生かした産業振興を通した地域活性化に有効であり、平成１９年度より始まった地域資源活用プログラムの活用も含め、地域ブランド振興を進めている。

[地域ブランドの振興]

- 地域ブランドの活用による地域振興を図るため、シンポジウムの開催、登録された地域団体商標のパネル・物品・製品等の展示、パンフレットの配布、ホームページへの掲載等により、総合的に地域ブランド活用意識を高める事業を行った。

［ブランド戦略フォーラム in 埼玉］

- 中小企業や事業協同組合等の組合員を対象として、地域資源の掘り起こしから地域ブランドにつなげ、これを活用するためのセミナーを開催した。

（平成１９年度実績：「商標制度の活用－地域ブランド化のために」（茨城県・東京都）、「地域団体商標制度を活用した地域ブランド活性化戦略」（神奈川県・静岡県）といったテーマで全５回開催）

[地域資源活用プログラムとの連携]

- 他者との差別化、ブランド化等において知財を戦略的に活用することが重要であることから、地域資源活用プログラムと連携しつつ、地域資源を活用しようとする事業者や都県、市町村、支援機関等を対象として、知財の戦略的活用等を支援した。
- 地域の特性を活かした製品等の魅力、価値を更に高め、世界に通用する高いブランド力の確立を目指し、商工会議所、商工会等が地域の事業者と一丸になって行う取組に対し、知財の側面から支援するため、関係機関等と連携し、普及・啓発・活用等を行った。

（４）その他の事業

前述の３本の柱の事業に加え、国民の間における知財マインドの醸成促進とともに、知財本部を地域の拠点とするための情報発信機能の強化を図っている。

①知財マインドの醸成

［普及啓発用のガイドブック・パンフレットの作成・配布］

- 現在、知財本部独自のパンフレットやガイドブックを作成していない。
  類似のものとして、平成１９年度、中小企業における知財活用実態調査事業において、知財情報・活用事例・アドバイス等からなる「事例集」を３０００部作成した。

［青少年向けの知財教育支援］

- 人材育成・教育には時間を要することから、年齢的に早い段階から実施することが効果的である。本問題意識に基づき、科学技術の将来をになう児童・生徒を対象に、発明・技術の大切さ等を学ぶ実験・工作教室、知財の基礎的な知識を学ぶセミナー等を実施した。
  （平成１９年度実績：小学校 34 校で実験・工作教室、中高・高専 8 校で知財セミナー、課外工作教室 12 回、教職員向け 4 回、延べ 4,000 人以上参加）

［発明の日記念フェア］

- 毎年４月１８日の「発明の日」を記念して、科学技術の将来をになう児童を対象に、親子で発明への関心、技術の大切さ等を学ぶ実験・工作教室を実施した。
  （平成１９年度実績：新潟県で開催、児童 587 人参加、保護者を含めた来場者 1,000 人以上）

②情報発信機能の強化

［ホームページ、メールマガジンの活用］

- 知財本部のホームページを開設し、中小企業等への支援策に関する情報等を収集し、提供した。アクセス件数も徐々に増加している。

http://www.kanto-chizai.com

「知財本部」ホームページ・アクセス件数（2005.8～2008.1）

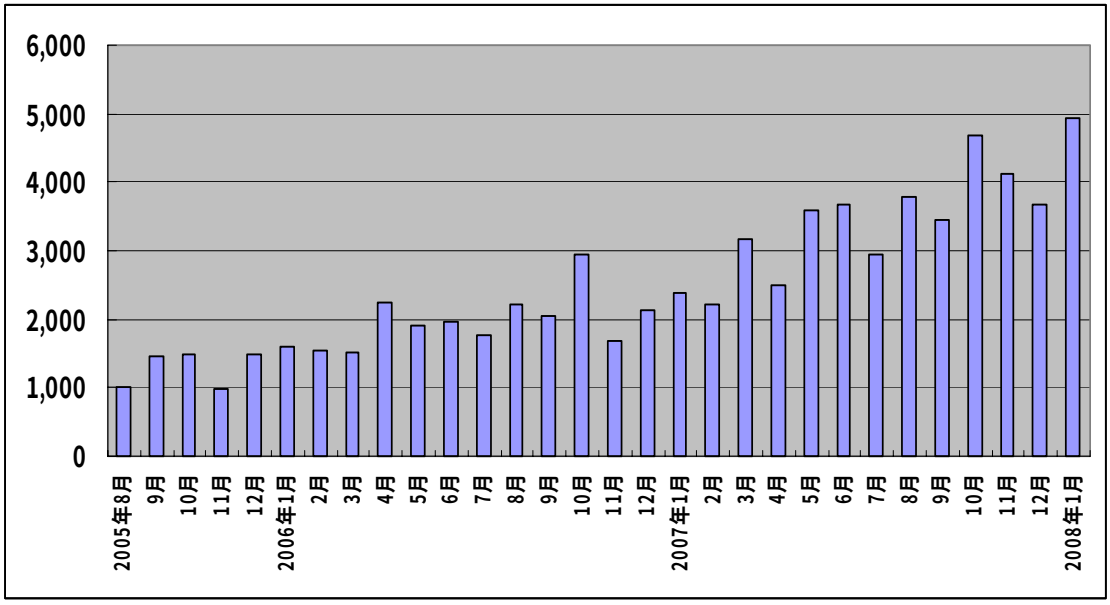

- メール・マガジンを発行し、ユーザーに定期的に情報が届くよう努めた。平成１９年１月から配信を開始し、平成１９年６月から月２回配信している。現在、配信先は１８８１（平成２０年１月）。内訳は、ホームページからの登録者７０、出張訪問先企業３８６、パテントソリューションフェア出展者・来場者１１７１、自治体等７５、知財関係者１７９。

Ⅳ　平成２０年度基本方針

我が国経済の持続的な発展のために、革新的な技術の創出、独創的なデザインの創造、地域ブランドの確立等を推進するとともに、その成果を知財として適切に保護・活用し、企業等において連続的なイノベーションを生み出す環境を整備することが必要である。

広域関東圏知的財産戦略本部は、「知財立国」の実現に向け、平成１９年度に策定した「広域関東圏知財戦略推進計画２００７」を基礎とし、平成２０年度においては、状況の変化に対応した見直しを図り、次の３本の柱から成る基本方針に則り活動する。

１．首都圏の強みを伸ばすとともにその活用を図る

２．中小企業の知財戦略の構築を支援する

３．地域経済の活性化のため知財活用を促進する

３つの方針

１．首都圏の強みを伸ばすとともにその活用を図る

（1）知財の創造に関しては、首都圏及びその周辺部には大学、研究機関が多く集積しており、研究成果である発明を創造するポテンシャルが高い。知財の保護に関しては、弁理士の６割以上が東京都に事務所を有していることをはじめ、知財の専門家や企業の知財部が集中し、発明を迅速的確に権利化に結びつける人材が確保されている。知財の活用に関しては、巨大マーケットや流通機構を基盤として、金融機関や知財コンサルタント等を活用した知財ビジネスが進展している。

　こうした首都圏の強みを活かした知的創造サイクルの好循環をさらに加速させ、「知財立国」の実現に向けた取組を首都圏が先導していく。

（2）併せて、地域の産業振興機関との連携を図りながら、首都圏で開催される産業振興イベントにおける地域の中小企業等のシーズ・ニーズ紹介、地域への知財専門家の派遣、地域の会議や企業訪問等の際の情報提供を実施。このような活動を通して、首都圏以外の地域における知財活用のレベルアップを図る。

（3）ゲーム、マンガ、アニメ、映画等の日本の優秀なコンテンツはＩＴと結びついて海外展開を続けており、我が国の新たな基幹産業の一つとして期待されている。

　コンテンツ産業に関わる企業の多くは首都圏に集積しており、首都圏から世界へと発信を続けている。しかし、コンテンツ創造の主体である中小企業や個人クリエイターは下請け契約が多く、著作権に関する契約やキャラクターの無断使用に対する権利行使等の様々な場面において自己のコンテンツを知財として保護活用する知識が不足している。このようなコンテンツ制作者に対し知財に関する普及啓発を行うとともに、ビジネスマッチングの機会を設けることを通して、オリジナルコンテンツを自社製品として売り出す機会を増加させるとともに、不公正な契約の回避を図る。本活動を通して、我が国のコンテンツビジネスの基盤を強固なものとすることに貢献する。

２．中小企業の知財戦略の構築を支援する

（１）中小企業は、「新たな産業を創出し、雇用を生みだし、地域経済社会を担う、いわば日本経済の屋台骨を支える存在」[1]であり、独自の高い技術を有している中小企業が数多く存在する。中小企業において日々生み出されている知財を適切に保護・活用することは、企業の競争力の強化、地域経済の活性化を通して、ひいては日本経済の発展につながるものである。

一方、特許出願について見ると、「２００６年の内国人出願に占める中小企業の比率は、出願ベースでは、約１１％（２００５年約１２％）」[2]となっている。これは出願件数に換算すると年間４万件弱に相当する。全国に約４３０万社の中小企業があり、製造業だけでも約４９万社あることを踏まえると、企業数に比較して中小企業が特許出願する件数が低いことがわかる。取引先企業との関係、技術模倣防止の観点などから、特許出願の形ではなく、ノウハウの形で技術情報管理を行っているところも一部に見られるものの限定的であり、総じて、中小企業は、その技術力に応じた知的財産権の取得・活用を実現していないと言える。

また、中小企業は日頃から知財情報に触れることが少なく、国等の支援策の認知度は低い。また、日々の生産活動の忙しさのため、説明会・セミナー等が開催されても参加することができない、という現状がある。

我が国経済の継続的発展のためには、我が国の産業基盤を支える中小企業が知財を活用して国際競争力を高めていくことが重要であり、中小企業における知財経営促進のための支援を行っていく必要がある。

（２）一方、中小企業では、「知的財産に対する社内の認識や関心が薄い（３６．８％）、資金や人材が不足（３５．１％）、戦略的な権利化ができていない（２２．５％）」[3]といった理由で、知財経営が実現できていない場合が多い。

ここで、知財とは、特許だけに限らず、商標、コンテンツ等も含まれる。これら全体を知財と捉えて知財経営を考える必要がある。例えば、登記した法人名を自社商品に表記したところ、法人登記する以前から当該法人名と同一名称を商標登録していた企業から訴えられ、法人名の変更や商品の回収を余儀なくされ、大きな損害を受けたという、商標登録に関する知識を有していなかったために起きた事例がある。最近では、海外市場において類似する商標が既に登録されていたため市場展開に支障を来す例も散見される。

このように身近で取り組みもしやすい商標に関する事例などを題材に、理解しやすい説明を強化していくことが、知財戦略への関心を高めるために重要である。

（３）知財に関する知識が得られる機会の提供だけでなく、企業訪問型の支援を強化するこ

---

1 中小企業白書 2007 年版「甘利経済産業大臣の巻頭挨拶」から

2 特許行政年次報告書 2007 年版「第3章　我が国における知的財産活動の実態（62 ページ）」から

3 「中小・ベンチャー企業における知的財産の活用方策に関する研究会報告書（平成17年3月　特許庁）」から

とも求められている。これにより、高い技術と有用な知財を持ちながらこれまで知財に関心を持たなかった企業に関心を持たせるとともに、忙しさのため関心があっても支援を受けることができなかった企業への支援を実現することができる。

（４）他方、日々中小企業の経営者に接している支援人材の活用も重要である。知財の専門家ではないが、地域に根ざした企業振興活動を行っている自治体担当者、地方銀行・信用金庫、中小企業診断士等の人材に基礎的な知財スキルを習得してもらい、本来業務に合わせて知財パンフレットを配布したり、相談を受け適切な専門家につないだりすることにより、知財経営に対する認識のすそ野の拡大が期待できる。

これまでは、発明協会や中小企業基盤整備機構等の支援機関による活動や、弁理士や都県知的所有権センターのアドバイザー等の知財専門家による普及啓発・支援活動に多く依存していた。しかし、平成１８年７月に開始された「知財駆け込み寺」は、知財を専門としない商工会議所・商工会の経営指導員が知財相談の窓口となるものであり、この施策により、潜在化していたニーズを一部顕在化させることができたと言える。この手法を他の組織にも展開し、さらに、企業訪問型を中心とした活動を行うことにより、新たな企業ニーズの掘り起こしと企業の知財マインドの向上を図る。

[図：中小企業への普及策の多様化]

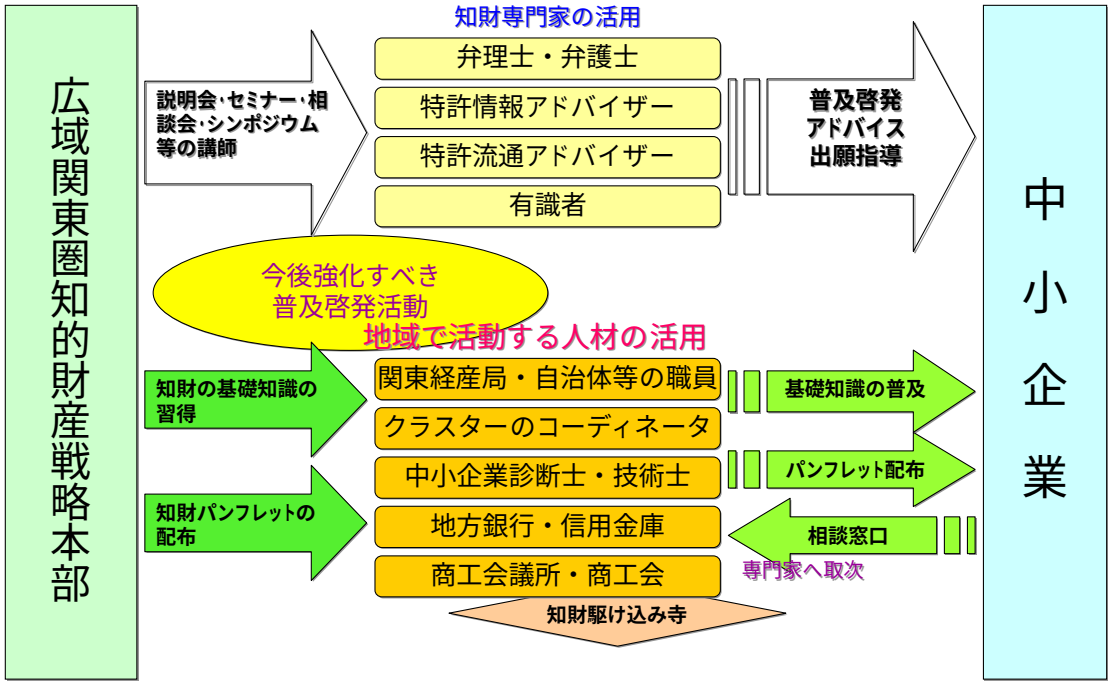

３．地域経済の活性化のため知財活用を促進する

（１）地域経済の活性化のためには、その地域が保有し、他の地域と比較して独自性、優位性等がある資源、技術等について、その地域が協力して新規事業を創出し、「ブランド」化を推進する取組が重要である。このため、地域団体商標制度の更なる利用促進を図るとともに、これまでその地域で知られていたり、流通していたりするものに限らず、利用されていない地域資源の掘り起こしや他の地域資源との組み合わせ等により、新たなビジネスモデルの創出を促進する。また、「中小企業地域資源活用プログラム」の活用も促進する。

（２）平成 19 年１０月、農林水産省と経済産業省は、地域における知財の創造、保護及び活用を更に促すため、密接かつ有機的に連携をとりつつ、各種施策を積極的に展開することを目的とした「知的財産連携推進連絡会議」を設置した。この会議において、地方局レベルにおいても連携をとり、各種施策を行っていくことを表明している。

例えば、農産物の出荷量においては、茨城県のはくさい（全国１位）、メロン（同１位）、栃木県のイチゴ（同１位）、群馬県のきゅうり（同１位）、キャベツ（同１位）、埼玉県のブロッコリー（同１位）、千葉県のかぶ（同１位）、ねぎ（同１位）、長野県のレタス（同１位）等[4]、首都圏という巨大消費地に隣接した地域は農業ビジネスが発達しており、これに関連した農業機械、肥料等の製造や農産物加工等の産業が発達している。

農林水産産業は地域密着型の産業であり、これを商工業の側から支える知財について保護・活用を促進することにより、地域振興に寄与することが期待されている。

広域関東圏においても、平成１９年１１月に発表された農商工連携促進策も活用しつつ、関東・北陸農政局や自治体農政関係機関との連携を強化し、農業関連分野における知財の活用促進を通した地域活性化に努める。

（３）知的財産推進計画 2007 において、「地方公共団体の知財戦略を加速するため、意欲的な取組を進める都道府県や政令指定都市に対し、「地域知的財産戦略本部」とも連携して国の支援事業を重点的に実施し、成功モデルづくりとその成果の普及を行う」[5]ことが唱われている。これを受け、平成１９年度、意欲的な地方公共団体として「横浜市」が選定されている。

横浜市は、１８年３月、「横浜型知的財産戦略」を策定し、一貫した総合的な知財支援を行うとともに、市内の中小企業・中堅企業の知財の活用状況を評価格付けし、優れた企業を「横浜価値組企業」として認定し、支援を行っている。

今後１～３年程度、横浜市との連携を強化し、国と自治体の役割分担を明確にした上で国の事業を重点的に実施し、当該地域の知財戦略を推進する。これにより、国と自治体が連携した取組の成功モデルを構築する。

---

[4] 農林水産省「野菜生産出荷統計（H16）・作付面積・収穫量・出荷量の都道府県順位（上位５位）」から

[5] 知的財産戦略本部「知財推進計画 2007　重点編Ⅳ. 知財を活用して地域を振興する（19 ページ）」から

[図：基本方針の考え方]

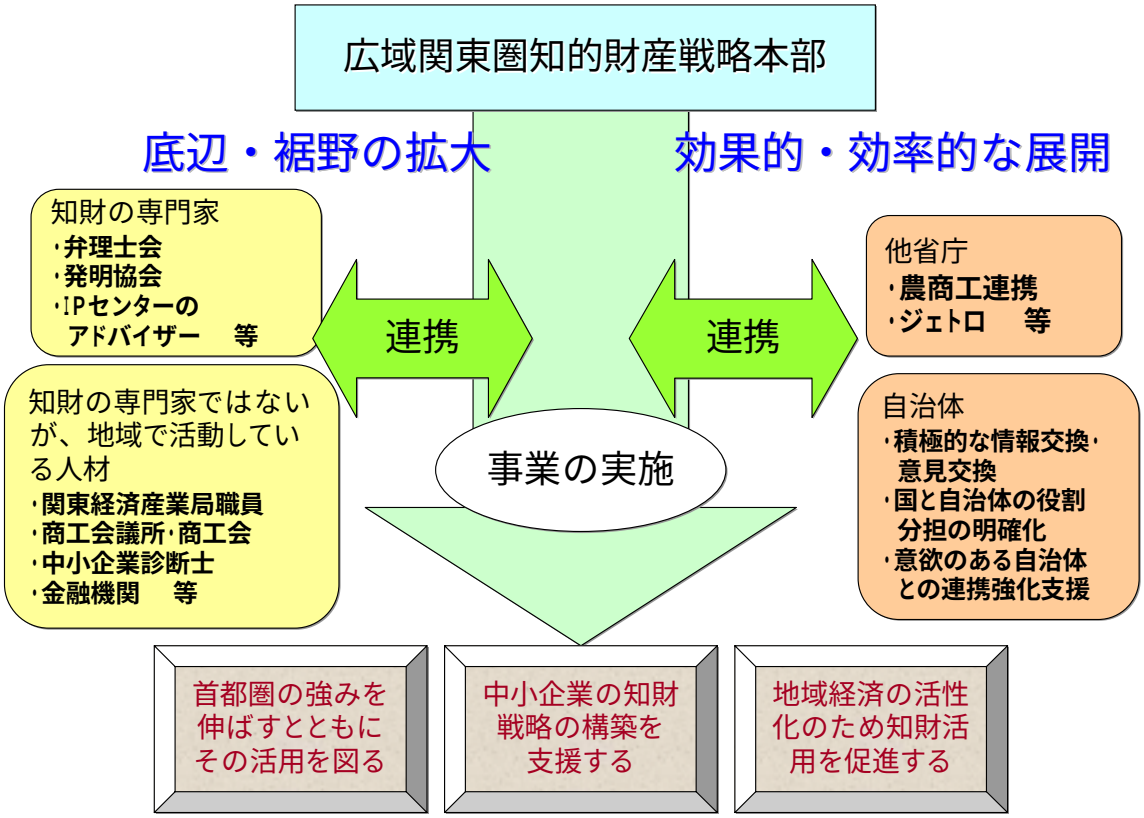
広域関東圏知的財産戦略本部
底辺・裾野の拡大
効果的・効率的な展開
知財の専門家
・弁理士会
・発明協会
・IPセンターの
アドバイザー　等
連携
連携
他省庁
・農商工連携
・ジェトロ　等
知財の専門家ではないが、地域で活動している人材
・関東経済産業局職員
・商工会議所・商工会
・中小企業診断士
・金融機関　等
事業の実施
自治体
・積極的な情報交換・意見交換
・国と自治体の役割分担の明確化
・意欲のある自治体との連携強化支援
首都圏の強みを伸ばすとともにその活用を図る
中小企業の知財戦略の構築を支援する
地域経済の活性化のため知財活用を促進する

Ⅴ　２０年度事業計画

（カッコ内は、活動目標・成果目標）

１．首都圏の強みを伸ばすとともにその活用を図る

①　特許技術を活用したビジネス活性化フェア（パテントソリューションフェア）の実施

展示、プレゼンテーション、講演、相談といった様々なツールを用いて、特許技術の事業化、販路拡大、資金調達、事業パートナー獲得等、特許技術を活用したビジネス活性化を図るため、東京において営業と商談の場を提供する。（２００ブース、会場での成果５０件）

②　コンテンツマーケットを拡大するためのビジネスマッチングイベントの開催

アニメ、実写映像、ＣＧ映像、コンピュータゲーム、キャラクター等の未発表・未契約の優れたコンテンツを保有する中小企業・個人と、放送、配給、流通に関わる事業者や制作資金提供者等との、ビジネスマッチングを行うイベントを東京において開催する。

③　講師・相談員等専門家派遣事業

地域と連携し、中小企業、支援機関が求める内容のセミナー、相談会、シンポジウム等に首都圏の豊富な知財人材を講師等として派遣し、知財レベルの向上を図る。（３０地域で連携）

④　企業の未利用知財の再評価及び事業化手法の調査【新規】

市場規模が小さい、リスク管理ができない等の理由で活用されていない大手・中堅企業の知財が多く存在する。そこで、企業ヒアリング調査や民間評価機関を活用し、大手・中堅企業の未利用知財を再評価した上で、企業発ベンチャー等が事業化できる可能性が高いと評価された知財を抽出。抽出された知財を中心に様々な観点から検討を行い、未利用知財の事業化促進を図る。（企業ヒアリング調査５社、研究会５回、事業化における知財活用手法の成果報告会開催）

⑤　大学連携型保有特許の群管理による活用支援調査【新規】

大学が保有する特許は、個別ではライセンスアウトやベンチャーによる事業化ができず、未活用となっているものが多い。しかし、複数の大学が特定分野に特化した特許を持ち寄り、特許群を形成することができれば利活用の促進が期待できる。そこで、広域関東圏の大学が連携し、各大学から特定分野の知財を提供してもらい、知財評価を行った上で試行的に特許群を形成し、ライセンスアウトや事業化の実現可能性調査を実施する。併せて、ベンチャーキャピタル等の関係者を含めて議論することにより、環境の整備、ノウハウの集積を行う。（研究会５回、知財評価機関による評価実施）

⑤　大学・公設試験研究機関向けセミナー

大学、ＴＬＯ、公設試験研究機関の研究者等を対象に、研究段階から知財意識を持ち、適切な知財の創造・保護・活用につなげるため、知財制度の普及・啓発を図る。（２０回開催）

２．中小企業の知財戦略を支援する

① 中小企業における知財活用実態調査

前年度に引き続き、中小企業にアンケート及び必要に応じてヒアリング調査を実施し、知財への取組状況等の実態・経年変化、地域・業種等による特徴の抽出等を行い、本部活動のための基礎資料とする。（アンケート発送３０００社）

② 地域における知財戦略支援人材育成事業

弁理士、弁護士、技術士、中小企業診断士、公認会計士等、既に専門家として地域において活躍している者等を対象に、中小企業の知財戦略策定を支援することができる能力を付与するための研修を実施する。研修の一環として、他の専門家とチームを編成し、モデル中小企業において支援研修を行うことにより実践能力を高める。併せて、支援する中小企業において具体的な知財戦略を策定する。（支援人材育成２４人以上、支援企業６社以上）

③ ノウハウ保護促進のための先使用権制度及び社内知財管理のための職務発明制度説明・相談会

企業における知財戦略の一環として、ノウハウ管理を適切に推進するための制度説明・相談会等を実施する。（８回開催、３２社指導）

④ 地域中小企業外国出願助成事業【新規】

戦略的な外国出願を行おうとする地域中小企業の海外展開を支援するため、中小企業が外国出願する際の外国特許庁への出願費用、外国代理人費用、翻訳費用等の費用に関する助成事業を都県等中小企業支援センターが実施する場合に、都県等中小企業支援センターに対し事業費の２分の１を国が補助する。（中小企業支援センター２か所で実施、１０社の外国出願費用を助成）

⑤ 地域中小企業知財戦略支援事業

企業に専門家を派遣し、知財管理者等の育成により、企業の知財戦略策定に結びつける。（中小企業支援センター２か所で実施、２０社で知財管理体制強化）

⑥ 特許流通アドバイザーによる特許流通の促進

産業クラスター計画推進機関に特許流通アドバイザーを派遣し、クラスター参加企業等において技術移転・事業化・販路開拓等を推進する。（１機関に１名派遣、成約１０件）

⑦ 地域で活動する人材を活用した施策普及

知財の専門家のみならず局内職員、自治体、商工会議所・商工会、中小企業診断士、地方銀行・信用金庫等の金融機関等を活用し、中小企業に対し、料金減免制度、無料の先行技術調査制度、早期審査制度等の支援策を普及し、その活用を促す。また、これら専門家への知財の普及啓発を図る。（パンフレット１万部配布）

⑧ 中小・ベンチャー企業向けセミナー

⑧－１中小・ベンチャー企業ステップアップ・セミナー

中小・ベンチャー企業を対象に、様々なテーマで知財知識ステップアップのためのセミナーを実施。（４５回開催）

⑧－２工業デザイン振興セミナー

企業の開発・設計部門の技術者を対象に、工業デザインを意匠権として保護活用し、オリジナルデザインを尊重する意識の啓発と知財への理解を促進するためのセミナーを開催。（９回開催）

⑧－３海外事業展開支援セミナー

国際競争力強化の観点から、ジェトロと連携を図りながら、海外事業展開を進める中小企業に向けて、外国での権利取得手続き、模倣被害対策等を指導する。（６回開催）

３．地域経済の活性化のため知財活用を促進する

① 地域ブランド振興セミナー

関東・北陸農政局や自治体農政関係機関と連携を図りながら、中小企業や事業協同組合等の組合員を対象として、地域資源の掘り起こしから地域ブランドにつなげ、これを活用するためのセミナーを開催。（１０回開催）

② 地域資源活用プログラムとの連携事業

地域の特性を活かした製品等の魅力、価値を更に高め、世界に通用する高いブランド力の確立を目指し、自治体、商工会議所、商工会等の関係機関と連携し、地域資源を活用しようとする事業者や支援機関等にパンフレット・冊子の提供、情報交換等を行う。

③ 意欲のある自治体の取組支援【新規】

国と自治体が連携して有機的・効果的な事業を行い、知財取組の成功モデルを構築し、地域展開を図る。今年度は、「横浜価値組企業」認定等、意欲的な取組を行っている横浜市との連携をモデルケースとして、国が重点的に支援事業を行うことで、横浜市の知財戦略を加速する。

具体的には、セミナーや専門家派遣等の既存予算・事業を活用しながら、必要なところには新規施策を行い、国と自治体との連携の成功モデルを構築する。

４．その他の事業

（１）知財マインドの醸成

① 知財活用ガイドブック（パンフレット）の作成・配布【新規】

知財活用の知識ノウハウ集の概要（簡易）版を作成し、広く配布する。（１万部作成し、支援機関・アドバイザー等を通じてユーザーに配布）

② 児童・青少年向けの知財教育支援事業

科学技術の将来をになう児童・生徒を対象に、発明・技術の大切さ等を学ぶ実験・工作教室、知財の基礎的な知識を学ぶセミナー等を実施。（小中高７０校で開催）

③ 発明の日フェア事業

毎年４月１８日の「発明の日」を記念して、年１回、科学技術の将来をになう児童を対象に、発明への関心、技術の大切さ等を学ぶ実験・工作教室を実施。（茨城県で開催、１０００名参加）

（２）情報発信機能の強化

① ホームページの活用

中小企業等への支援策に関する情報等を収集し、提供する。（月２回更新、アクセス５０００件／月）

② メールマガジンの配信

知財に関心ある者に広く、定期的にメールマガジンを発信することにより、知財意識を高め、最新知財情報を提供する。（月２回、訪問企業、知財本部事業参加企業等２０００社に配信）

広域関東圏知的財産戦略推進計画2008

本部概要

○設置　平成17年5月30日

○体制

本部長：関東経済産業局長

副本部長：関東経済産業局地域経済部長

本部員（9名）：生越由美 東京理科大MIP教授、久保徳次 さいたま商工会議所理事、佐治豊武 東京都知財総合センター所長、鮫島正英 特許流通アドバイザー、鈴木伸一郎 発明協会参与、筒井大和 日本弁理士会関東支部長、長岡貞男 一橋大学教授、中島尚正 産業技術総合研究所理事、望月暹 静岡県商工会連合会専務理事

現状と課題

○広域関東圏の特徴

・知財活動の活発な地域
　特許出願件数は日本の63%を占める

・学術・研究開発機関が多い
　新技術・新産業創出のポテンシャルが高い

・産業・経済の中心地、首都圏
　人口、製造品出荷額、卸・小売販売額等で日本の約4割を占め、特に、首都圏に集中

○中小企業の課題

・経営者の知財意識は高い
　「知財を意識した企業経営を行っている」69%
　「行っていないが、必要だと思う」24%

・現実の取組における課題は大きい
　「知財に対する社内の認識や関心が薄い」
　「資金や人材が不足」
　中小企業の特許出願は年間4万件（11%）に留まる
　支援施策の認知度低い（特許料減免で50%）

○地域資源の活用

・農林水産物、鉱工業品、観光資源等の多様で優れた地域資源が数多く存在

これまでの主な活動

◇知財人材の育成・普及啓発
　・ニーズに対応したセミナーの開催
　・地域の知財コンサルタントの育成研修

◇訪問型支援
　・中小企業への専門家派遣
　・クラスター支援機関への特許流通AD派遣

◇巨大マーケットの活用
　・パテントソリューションフェアの開催

◇地域ブランドの振興

◇中小企業の実態調査

基本方針

1. 首都圏の強みを伸ばすとともにその活用を図る

(1)知財創造ポテンシャルが高い、知財人材が豊富、知財ビジネスの進展という強みを持つ首都圏が知財立国を先導。

(2)首都圏へのアクセス機会の提供や知財専門家の派遣を通して、地域の知財活用レベルを向上。

(3)ゲーム、マンガ、アニメ、映画等のコンテンツ産業を振興するため、著作権など制作者の知財の保護・活用を促進する。

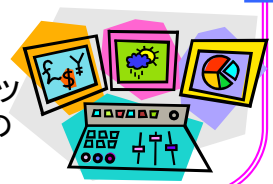

2. 中小企業の知財戦略の構築を支援する

(1)身近で取組やすい商標に関する事例などを題材に、理解しやすい説明を強化する。

(2)これまでの機会提供型の支援に加え、知財への取組が不足する中小企業に対し、企業訪問型の支援を強化する。

(3)地域に根ざした企業振興活動を行っている地方銀行・信用金庫、中小企業診断士等との連携を強化し、知財活用のすそ野を拡大する。

［図：中小企業への普及策の多様化］

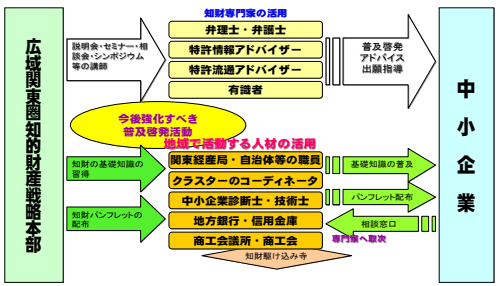

3. 地域経済の活性化のため知財活用を促進する

(1)地域の特徴や個性を活かした魅力ある地域づくりを支援し、地域団体商標など「地域ブランド」の確立を推進する。

(2)関東農政局や自治体農政関係機関との協力の下、農商工連携、農林水産産業の知財活用を促進する。

(3)意欲的な取組を行っている自治体と連携し、成功モデルづくりとその成果の普及を行う。

主な事業

①パテントソリューションフェアの開催

②東京コンテンツマーケットの開催

③ 企業の未利用知財の事業化調査【新規】
　大手・中堅企業の未利用知財のうちベンチャー企業で事業化できる可能性が高い知財を抽出し、事業化手法を研究

④ 大学が連携した特許群管理による活用調査【新規】　複数大学が特定分野の知財を持ち寄り、試行的に特許群を形成し、ライセンスアウトや事業化の実現可能性を研究

①知財活用実態調査

②ステップアップセミナーの開催（全50回）

③地域で活動する人材を活用した普及啓発
　知財の専門家のみならず自治体、商工会議所・商工会、中小企業診断士、地方銀行・信用金庫等と連携し、普及啓発を行う

④地域における知財戦略支援人材の育成
　技術士等の専門家に知財コンサルティング能力を付与するための研修を実施し、地域における知財人材の充実化を図る（研修生24人以上）

⑤外国出願助成事業【新規】
　戦略的な外国出願を支援するため、中小企業支援センターを通じて外国出願に要する経費の一部を助成する

①地域ブランド振興セミナーの開催

地域団体商標
＜高崎だるま＞
商標登録第5003697号

他、61件登録
（H20.2.12現在）

②意欲ある自治体との重点的事業連携【新規】
　「横浜市」と国が連携事業を実施し、「横浜市」の知財戦略を加速させ、連携の成功モデルを構築